

平成 23 年度第 2 回白井市市民参加推進会議 会議概要

日 時	平成 23 年 7 月 29 日（金） 15：00～17：45	
会 場	白井市役所 4 階 第 3 会議室	
出席者	委 員 出席 10/欠席 0	吉井信行会長,池川悟副会長,坂野喜隆委員,小林茂委員, 林章委員,上坂千昭委員,谷本滋宣委員,土山勝實委員, 野崎恒昭委員,加藤重雄委員
	事務局	笠井市民活動支援課長,元田主任主事
	傍聴者	3 名
開会	<p>それでは、定刻となりましたので、平成 23 年度の第 2 回白井市市民参加推進会議を始めさせていただきたいと思います。</p> <p>本日はお忙しい中、またお暑い中ご参集いただきありがとうございます。今日、会場が狭くて申し訳ありません。次回から、もう少し広い会場で多くの傍聴者のもとで進めさせていただきたいと思います。</p> <p>それでは次第に沿いましてははじめさせていただきます。</p> <p>まず、はじめに会長から一言ごあいさつをいただければと思います。</p>	
会長あいさつ 吉井会長	<p>みなさま、おつかれさまです。今日から本格的に市民参加推進会議が始まるわけです。</p> <p>ただ、あらかじめ資料等がお手元に送られているようにどういう形で評価を行うかということについては、これから事務局から資料に基づいて説明をさせていただきます。</p> <p>本日は評価の初回とはいうものの、最初の取っ掛かりについて行います。前回の会議でも経験から発言させていただいたのですが、あらためて冒頭で始まる前に念のためということで、皆様方にご案内させていただきたいのは、まず、私どもは評価を行うわけですが、評価は市民参加条例に基づき、その事業において市民参加の手法が適切に行われているかどうかについて、一緒に一つ一つチェックを行いながら、評価をしていくということがございますので、事業そのものの対する評価ではないんですね。案外そうなりがちなんですね。「これはいい」とか、「つまらない」とかいろいろありますが、それは感想としては皆様お持ちになると思いますけれども、事業それぞれの評価ではなくて、市民参加の手法が適切に行われたかどうか、あるいはこれから行われるのかということについての評価ということが、この私どものやるべきことの大きなものであるということを、まず、最初にご案内させていただきたいと思います。</p>	

<p>事務局</p>	<p>その都度その都度、いろいろなお話があると思いますけれども、事業そのものの評価ではなくて、手法の評価ということがまず一つでございます。</p> <p>それと、これから以降、いろんな議論があるんですが、ここの会議は、皆さん本気で議論を行うわけです。議論を行うのは、もちろん結構なのですが、その時に事務局の方で記録を取っていますので、ご発言の際には、その都度その都度、お手を挙げていただき念のため、お名前をいただいたうえで、発言をいただければと思います。これは、記録のためと、いろんな話の整理がありますので、これを実施していきましようということです。これも前期からの良い慣習として実施していますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>それから、これから3回、4回と皆さんとで議論を実施していき、協議していくわけですが、最終的にはここで市民参加の手法として評価したことについては、とりまとめを行い市長への答申とするわけです。市長へ、きちっとした形で答申として出していき、市民のみなさまへ例えば、広報しろいとかホームページとか、情報公開コーナー、図書館等で市民の皆さんにきちっと情報公開されますので、その意味で、あと数回を一緒によろしくお願いいたします。</p> <p>その辺は、みなさんとお話しをしながら、記録していく。内容については何も話をしませんが、方向性についていろいろあると思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、冒頭でご案内させていただきました。さていよいよ始まります。式次第が事務局から配布されておりますが、まず、議題として、議題その1 平成22年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（審議）でございます。</p> <p>まず、評価のやり方、手法については事務局の方から頂戴した資料を利用して説明をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ありがとうございます。あらためまして、よろしくお願いいたします。本日は、先ほど会長からお話しがありましたように今年度行う4事業に関して評価を行うということは、前回お話しをさせていただいたところですが、そのうち、平成21年度、平成22年度に実施した第4次総合計画後期基本計画策定事業について、題材にしまして演習としてまず、評価の仕方について、皆さんでまず統一した認識を持っていただきまして、その残りの3事業については、入れれば取り掛かりたいと思いますが、時間的に難しいと思いますので、今回の会議が終わり</p>
------------	---

	<p>ましたら、ご自宅で皆さんに評価をしていただき、事務局に報告をいただき、とりまとめを行い、あらためて第3回会議資料として提供いたしますので、それをもとに3事業について審議をしてきたいと思えます。</p> <p>吉井会長が前回からの引き続きの委員となりますがそれ以外の委員については、今回が初めての評価となりますので、少し丁寧に説明をさせていただきますと思っています。</p> <p>本日使う資料は4点ございまして、既に送付させていただきました第4次総合計画後期基本計画策定事業の「市民参加実施状況評価調書」、「総合的評価シート」、「資料 市民参加総合的評価チェック項目」、「資料 広報しろい」の4つの資料を基に評価を行います。それ以外の資料については、本日は使いません。</p>
事務局	<p>評価の説明についてご説明させていただきます。</p> <p>評価については、どのように評価をするかという、「調書」をもとに、「内容を確認」し、「評価項目」、「チェック項目」をもとに「採点」を行っていただきます。</p> <p>総合的評価基準配点を1枚めくっていただくと、第4次総合計画後期基本計画の評価シートがあります。</p> <p>この評価項目に従い、評価点が〇点だよ、評価は、「〇・×・△」のいずれかであるということになります。なお、評価については、評価点と連動しますので、特に意識していただく必要はありません。</p> <p>調書の読み方ですが、調書については、既に皆様ご一読されていることですが、内容を含めて少し丁寧に説明いたします。</p>
会長	<p>調書については、よくよく読んでいるとよく書いたなあ。と思いますよ、ただ、今の段階では、素直に事務局の話を聞いて評価の仕方を勉強した方がいいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>了解いたしました。</p> <p>では、ご存じの部分もありますが、内容についてご説明させていただきます。</p> <p>まず、1ページ目、総編をご覧ください。</p> <p>こちらが、第4次総合計画後期基本計画策定事業の評価調書になります。こちらが、第4次総合計画後期基本計画はどのようなものかといいますと、事業期間は、平成21年に策定事業を開始して、平成23年</p>

の3月31日に事業が終了しているものでございます。つまり、平成21年度、平成22年度の2年間で事業を実施したということです。既に、何回かお目にされているかもしれませんが、評価シートの次ページには、昨年度の平成21年度の時点で、評価を行った結果、答申結果を掲載しています。これはどういうことかということ、事業自体は2年間の事業であるけれども途中の中間の時点で評価をしたものであるということです。今回評価については、平成22年度事業の総合的評価ということですが、第4次総合計画後期基本計画策定事業については、平成21、22年度に実施した市民参加について、全体を見ながら、評価を行っていただくということになります。従って、平成21年度の評価結果に上乘せしていく形で、平成22年度の評価を行っていただくということになります。

事業の内容についてご説明させていただきます。

事業の内容は、シートの3番になりますが、第4次総合計画を策定するよということになっております。

総合計画というのはどういうのかということ、こういう冊子になったものです。冊子はまだ配布を行っていないのですが、10月ごろを目途に市政要覧と併せて、概要版を全戸に配布を予定しているとのことです。

また、市ホームページ (<http://city.shiroi.chiba.jp/detail/004-001028.html>) から、全文がダウンロードできるようになっています。

総合計画というものについて耳慣れない方もいらっしゃると思いますので、ご説明させていただきます。

白井市では、総合的、計画的なまちづくりを進めるため、平成18年度から27年度までの10カ年を計画期間とする第4次総合計画を策定し、まちづくりを進めています。

白井市総合計画とは、総合計画は市が総合的・計画的に行政運営を進めていく上で長期的な基本指針となる市の最も上位に位置付けられる計画で、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3つで構成されています。

基本構想とは、市の将来像と基本理念を定め、その実現に向け基本的施策の方向を明らかにする10カ年の計画です。

基本計画とは、基本構想の将来像を実現するため、体系的に施策を明らかにする前期5カ年（H18から22年度）、後期5カ年（H23から27年度）の計画です。

実施計画とは、基本計画に定めた施策を具現化するため、具体的な事

業を明らかにする第1次3カ年、第2次2カ年の計画です。
現在ちょうど平成23年度ということですので、この23年度からの計画である後期基本計画を策定するというのが今回の事業の内容です。
この事業は、市民参加条例6条第1項で規定する事業となりますので市民参加をしてくださいということになっており、調書に戻りますと、6番の市民参加を用いた理由として、該当する箇所である1番目に○が付いているわけです。

次に市民参加の方法についてです。総合計画は、条例に該当するので、市民参加により策定しなさいということが決まっているので、当然市民参加を実施しています。7番の市民参加の方法を見ますと、実施した市民参加がわかるようになっております。ここで、それぞれ実施した市民参加について、次ページ以降、総合的評価チェック項目でチェックすべき事項について記載した個々の市民参加の詳細を記載しているということになります。

市民参加の方法についてご説明いたしますと、第4次総合計画後期基本計画策定事業は、平成21、22年度の2年間の計画で、今回の評価は中間の評価ではなくて、事業終了に伴う評価となりますので、平成21、22年度の2年間で実施した市民参加の方法が記されている訳です。

具体的には、審議会は、平成20年4月26日から、平成23年4月25日まで実施した。これは、若干事業期間と異なっていますが、今年度に最終報告を実施したと担当課から確認をしています。

また、パブリックコメントは、平成22年度の平成22年8月15日から9月6日に実施しており、アンケートは平成21年度、平成21年6月20日から7月7日、ワークショップは平成21年度9月26日から翌平成22年2月7日まで、その他の方法として平成21年9月20日にまちづくり講演会として計画策定に際して、市民の理解と参加を推進するためにその他の方法の市民参加を実践しているということがわかります。

なお、それぞれの詳細事項、例えば審議会の開催日時、回数などについては、それ以降のページに詳細を記載しているので、そちらについて参照し、評価するということとなります。

では、次に評価についてご説明させていただきます。

「総合的評価 評価シート」の1ページ目「平成22年度市民参加の実施状況に対する総合的評価基準・配点」をご覧ください。

それぞれの項目について配点と評価基準を記載しています。

評価項目と配点は、「実施した市民参加の方法」が 20 点、「審議会等の設置」が 15 点、パブリックコメントが 15 点、アンケート調査の実施が 10 点、意見交換会の開催が 15 点、ワークショップの開催その他参加の方法が 10 点、住民への情報提供が 15 点となっております、それぞれを足しあげると 100 点となっております。

評価調書の中にそれぞれ詳細を書いているということをお伝えしましたが、それぞれの調書、評価基準を見ていただいて、市民参加の量を評価するもの、市民参加の質を評価するもの、例えば、こんなことは無いですけど、アンケートをやっているけれど集計をしていないとか、アンケートをやっているけれど全く意味がないとかの質を評価していただいて、皆さんで審議をいただきたいと思っております。

ちなみに、足しあげると 100 点になって、100 点満点ですよ。とお話しさせていただきましたが、評価については O、△、×となりますが、良好なものについては、55 点以上を O とし、良好としております。55 点は一般的に点数としてそれほど高くないのでは。ということがありますが、これは実施した市民参加の手法が 5 つに満たない場合、どんなにいい質で市民参加を実施した場合であっても、100 点になりません。前回お伝えさせていただいたように、市民参加は効率と効果を踏まえて実施するということと矛盾してしまいますので、少ない市民参加の手法の数であっても、いい質で、効率的にかつ効果的に実施した場合は、良好という評価とするためにも 55 点以上を良好として評価している訳です。

従って、決して低いところにボーダーラインを作っているわけではなくて、あくまでも質で市民が評価点を決定しますよ。それぞれの個別の評価が重要です。ということで、55 点以上を良好としている訳です。

今、事務局の方からご説明がありましたが、我々がやる作業は基本的には、これなんです。総合的評価の評価シートに記述し、埋め込んでいく。というのがこの我々の仕事です。これに埋め込んでいくために、ご説明があったように、評価調書を前から後ろからひっくり返して、これは行われている、行われていないなどということとなります。我々が作業するときには、評価シート、評価調書、評価基準の 3 つを

	<p>並べながらそれぞれを見比べて作業を行っていただく必要があります。最終的には評価シートが埋まっていて、それぞれ評価を行い、最終的に総合的評価点が決定するわけです。</p> <p>点数付けの作業が大事なので、これは実際にやってみないとわからないというところがありますね。</p> <p>実際に例題として、やってみようと思います。</p> <p>では、具体的に評価を行いたいと思います。</p> <p>評価基準・配点の次のページ、第4次総合計画後期基本計画策定事業に入ります。</p> <p>枠の一番上の評価項目、「実施した市民参加の方法」をご覧ください。</p> <p>この実施した市民参加の方法については、今説明させていただいた範囲で評価ができるものです。</p> <p>評価基準・配点をご覧ください。</p> <p>評価基準として、採用した市民参加の方法は事業の内容・性格に対し、十分かつ適切か。ということと市民参加の方法の数について点数が決定されることとなっております。</p> <p>市民参加の方法が1つのときは、10点、2つの時は15点、3つ以上の時は、20点となっております。</p> <p>この内容は、市民参加の量について点数をつけるものです。市民参加している場合であれば、基本的にはそのまま機械的に決定してよいものです。</p> <p>第4次総合計画後期基本計画策定事業については、市民参加の方法は、調書によると5つの市民参加の方法を実施していることから、評価点は3つ以上の「20点」、評価は「O」ということになります。</p>
副会長	これについては15点にするということにはできないのですね。
事務局	この部分については、やったものについてはそのまま点数をつけています。あとは、例えば先ほど例にあげたアンケート調査について、やっているのですが、ここでは点数をつけるけれども、下のアンケート調査のところ、10点満点の配点がありますので、内容をそこで審査し、これはあまり良くないよ。ということであれば、5点となります。

事務局	<p>ここだけは、帳票から数だけを数えて簡単に評価していただければと思います。</p>
事務局	<p>市民参加条例には、いくつ以上の市民参加をしなさいということは決められていません。一番効率的でいいものを選ぶということになっています。</p> <p>ですから、担当課に言わせれば市民参加の方法を何個以上入れなくてはいけないということが決まっていないうのだから、この評価は違うのでは。という意見もありますが、やはり、より多くの市民の意見を聴く機会を設けたほうがいだろうということで、この審議会では、この部分については、数で点数を決定する。ということです。</p>
〇〇委員	<p>一番上の部分については、要するに3つやれば満点だよということでしょうか。</p>
事務局	<p>そうです。2個だったら、15点ですよ。ということです。</p> <p>大体2つやれば、質にもよりますが、大体60点位にはなるんですよ。</p>
〇〇委員	<p>細部については、以下の質で評価は、下の項目ということですね。</p>
事務局	<p>市民参加をやって、やりっぱなしだとか、市民は何も知らないよ。というものについては、減点する方向でなっています。</p> <p>こちらについては、調書を1枚めくっていただくと、先ほどもご覧いただいた昨年に評価したものがございまして。去年の時点でも既に4つの事業をやっているんで、20点、今年度は、去年の評価に上乗せで5つの事業を実施しているんで20点のままということになります。</p>
事務局	<p>次の評価を行いたいと思います。同じく市民参加実施状況調書を1枚めくっていただき、市民参加実施状況調書（審議会）をご覧ください。先ほどまでの評価基準では、市民参加の量であるとお伝えしましたが、これ以降の項目については、市民参加の質で評価をいただくこととなります。</p> <p>市民参加条例に基づいて、どういう形で市民参加を実施しているか、内容について精査をしていただきたいと思います。</p> <p>審議会の1ページ目をご覧ください。</p> <p>審議会の内容を見ますと、審議会の名称は、白井市総合計画審議会という名称であることがわかります。</p>

審議会の目的はといいますと、先ほど言いました総合計画の策定に関する事項について市長の諮問に応じて調査及び審議をすることとあります。

委員の任期は平成 20 年の 4 月から平成 23 年の 4 までと、先ほど概要のところにもありましたが、3 年間の任期ですよということになります。会議は不定期ですが、平日夜間、土日休日に実施をしており、傍聴者に対して資料を提供していますよ。ということが会議の概要としてわかります。これが設置の概要であり、背景となります。

これから、市民参加の実施状況について具体的に見ていきたいと思えます。その前に、総合的評価基準・配点をご覧ください。

審議会の設置の内容をみますと、

- ・公募委員の募集・参加状況、公募委員の選定基準：5 点
- ・会議回数と開催時間：5 点
- ・会議の傍聴、議事録公開：5 点

と、3 つの評価項目があり、それぞれが 5 点ずつで、計 15 点満点で評価を行うことがわかります。

具体的な評価をそれぞれみますと、

1 点目については、公募委員の関係となります。

白井市の多くの審議会については、市民活動支援課からも設けてくれとお願いしているところですが、市民参加を実施する以上、公募委員枠を設けているものがほとんどです。

その内容について、公募委員の募集方法、公募委員の選考方法について調書を読んでいただき、質を評価していただく、5 点満点で採点をしていただくということになります。

もう一つの基準、15 点のうちの 5 点になりますが、会議回数と開催時間についてです。

会議の回数は、審議する事項によりますが、1 回だけやった会議なのか、何回もいろんな角度から議論した内容なのか。特に市民参加条例に該当する事業は、原則として市の方針や重大な事項について市民参加を実施することですから、本当にその回数が適当なのかということについて、会議回数と開催時間、市民が参加しやすいようになっているのか。などの内容の質について評価するのが 5 点です。

最後に会議の傍聴、議事録の公開など、情報公開が適切にされている

のか。会議の内容がわかるようになっているのかということで、5点となっている訳です。

この3つの項目、それぞれについて5点ずつで評価をして、最終的に15点のうち、合計したものが審議会等の設置における市民参加の質として評価をされることとなり、満点が15点となります。

これから内容について評価をしてください。調書の審議会1/5ページをご覧ください。

評価は質であるというお話をさせていただきました。

冒頭で会長からもお話しがありましたが、市民参加条例に基づいて、市民参加の質を評価しますよということです。

で、市民参加条例はどうであったかということ、「市民参加総合的評価チェック項目」をご覧ください。

審議会の委員については、10条から13条が該当しますが、審議会の委員は11条に記載があります。

11条のチェック項目として、

- ・市民参加の公募枠をつくること
- ・委員の選考基準をつくり公表すること

について、評価をください。ということとなっており、5点満点で評価をします。

では、内容に戻ります。調書をご覧ください。

審議会の委員については、5名市民公募をしているということがわかります。また、人数の根拠については、15名の委員のうち、団体代表5名、学識経験者5名とあって、残りは市民であり、会議のバランスを考えて市民を5人としているので増員ができないとあります。

公募については、市民参加の効果を高めるためにも増員をして欲しいということがありますが、増員できない理由として適切かどうか。ということについて評価をしていただく。

では、市民公募の方法として、募集期間は数字が記入漏れですが、22日間の募集をしています。応募方法として、郵便、FAX、電子メールで応募できるということで、公募の市民の皆さんへのお知らせは、広報しろい、市ホームページ、各センター窓口、図書館に申込み要綱の配布及びポスターの掲示という形で、募集を市民にお知らせしていま

	<p>す。</p> <p>では、実際にどのように公募したのか。ということについて、もう一つの資料「資料 広報しろい」の1ページをご覧ください。</p> <p>太枠については、事務局で困っておりますが、2007年10月1日号広報、平成19年10月1日の広報しろいのコピーです。</p> <p>太枠をご覧くださいと、総合計画審議会の委員を募集していること、募集期間、任期、応募方法についてこのように市民の皆さんにお知らせしています。</p> <p>これについて、これで十分だよとするのか、いや、肝心なことが足りていない。とするのかということについてご検討下さい。但し、レイアウト、記事の大きさについては、当然、1面で大きな記事の方が目を引きやすいということもありますが、市としてお知らせすることはその他のこともありますので、こちらについては大変申し訳ありませんが評価の基準から外していただけると助かります。</p>
副会長	レイアウト枠はそちらでつくっているのですよね。
事務局	<p>はい。内容で審査していただければ助かります。</p> <p>選考をみますと、電子メール、FAX、郵送で応募があった人、全て応募のあった方全員に委員の結果について報告を行っている。ということです。まあ、落ちた人、委員となった人だけに結果を送るということもありますが、基本的には全員にお知らせした方が親切だよねということとなります。</p> <p>次ページをご覧ください。</p> <p>選考基準についてです。選考基準については、市民参加条例において、設けているか、また選考基準を公表しているかということについては、市民参加条例においてうたっている評価項目、チェック基準ですよとお伝えさせていただいております。</p> <p>選考基準の有無を見ていただきますと、選考基準は有ということとなっております。選考基準は独自に策定をしており、選考基準は公表しているかということを見ますと、選考基準を公表していることがわかります。選考基準を見てみますと、選考基準は市の標準に近いものですが、選考基準がどうか。適切か、不適切な要素があるのか。ということについて評価していただく。</p>

	<p>あと、補足についてですが、応募者と決定者、どういう人が多いのかな。評価基準と矛盾がないか。ということについて評価をいただければと思います。5人の応募について、10人の募集があって、5人が決定されたよということとなります。</p> <p>ここまで見て、5点で判断して、5点満点で評価を行うということとなります。</p> <p>今までのところで、ご質問いかがでしょうか。</p> <p>皆さんが、もし計画を作るのならばこういう風にやったらいいよ。ということについて評価を行っていただく。</p> <p>行政とすれば、これだけやっているからいいだろう。ということで市民参加を実施していますが、ここに参加する市民の側として、もう少しこういう風にやった方が、もっとより多くの市民の参加が得られるよ。という視点で評価をお願いしたいと思います。</p> <p>但し、吉井会長が言われたようにあくまでも自分の希望ではなくて、条例と照らし合わせてちゃんとやっているかどうかの評価の基準となりますので、そこはちゃんと押さえていただきたいということがございます。</p> <p>今回はあくまでも演習ですので、質問があったらどうぞよろしく願いたいと思います。</p>
〇〇委員	<p>評価シートには、配点、評価点、評価と3つの欄があるが、配点と評価点はわかったが、評価はどのように行うのか。</p>
	<p>評価点については配点における点数になります。例えば先ほどの一番上の例では、20点となります。</p> <p>評価というのは、一番右端に記載しておりますが、20点であれば○、15点であれば△、5点であれば×となります。</p> <p>では、評価というのは、○、×、△であらわしているんですね。</p> <p>わかりやすいように、5点だとダメだよということが記号で表記しています。評価点は点数です。</p>
〇〇委員	<p>評価シートには、評価項目が5つ列記してあり、チェック項目では評価項目は3つであり、非常にわかりづらいので、統一していただける</p>

	とわかりやすい。
事務局	レイアウト上、わかりづらくなってしまい、大変失礼しました。評価シートについてはチェック項目と合致するように3つのものであることがわかりやすくなるように、レイアウトを修正し、3つであることがわかるようにします。
副会長	評価については、点数を先に付けるのか、先に○、△、×をつけるのか
事務局	先に点数をつけます。点数によって、自動的に評価が決定されますので、評価のところは特に意識していただく必要はないです。
副会長	なんでこんな面倒くさいことをやるんですか。点数だけで評価してもいいんじゃないか。と思いますが。
事務局	これは見やすいように実施しています。点数だけで評価をするとわかりづらいというのがあります。
副会長	逆にわかりづらいのではないか。
事務局	例えば、100点のうちで、55点が本当にいいのかどうか。特に効率性等を踏まえて、質は高くして、市民参加の手法をあえて少なくしたときの55点と、質が低いけれど、手法を多くやりましたという55点で、これがクリアしていますよ。というのがわかるのは、個別の時点でも評価する必要があるので、そういうことで、○、×、△であらわしているんです。
〇〇委員	というと、実施した市民参加の手法、市民参加の手法は7つあるけれど3つ以上というのは、あっていないのではないか。
事務局	市民参加の数については、効率性と効果を考えて実施すればいいので、7つ全てやらなくてはいけないというわけではないんです。
会長	評価の方法として、一番上は、ちょっと性格が違うんですよね。下は細かく見ていく必要があると思うけれど、上は、やったかどうか。ですから、評価の数でしかないんです。

	<p>私の経験で付け加えると、今回は、平成 22 年度事業ということとなっていますけれど、事業のスタートからなのですよね。22 年度やったことだけの評価ではないのですよね。</p> <p>22 年度評価ということではありますけれど、平成 19 年度から一つ一つチェックしていただいて、こうだったよ。って、いうのが出てくるわけです。</p> <p>ここの調書の中に入っていること、去年までやっていた人たちが作った第 4 次総合計画後期基本計画策定事業（平成 21 年度）っていうのは、去年のものですから、これから平成 22 年度のを別に作られるわけではなくて、何年も何年も事業が終わっていないから 40 点なんだなあ。という風に行っています。</p> <p>評価を最終年度にだけやるわけではなくて、途中、途中で評価しておき、複数年度のものであれば、最後にその事業年度全てをみながら評価をしていくということになります。</p>
副会長	<p>となると、途中のところの事業と、終わった事業とを整理していかないと、ただ単に点数だけで、これはクリアしているという判断はできないということですね。</p>
会長	<p>その時点ではできないですね。ただ今の時点で既にクリアしているというものもあるんです。だけど、これは、最終的な評価ではなくてということですね。</p>
〇〇委員	<p>今、たまたま例として出たので、第 4 次総合計画後期基本計画策定事業の平成 21 年度のものですが、これは、100 点満点で 70 点ですよ。これが 100 点満点で 100 点取るにはどうしたら。ということ質問させていただきたい。</p> <p>100 点を取るには、少なくとも 5 つの市民参加の手法を実施しなくてはいけない。最初の項目として、実施した市民参加手法は 3 つで満点の 20 点をとれるのに、5 つの市民参加の手法を実施しないと 100 点をとれないのは矛盾していないですか。</p>
会長	<p>私の理解では 100 点満点を取らなくてもいい。という理解です。</p> <p>いろんなことをやって、いろんなことを積み上げれば 100 点満点になるというわけではなくて、総合評価で 55 点以上を良好としている訳です。基本的にはなんでもかんでもやっていたら 100 点になるんだけど、一番最初にお話ししたように、必要のないことまでやる必要</p>

事務局	<p>はないのです。点数だけ欲しかったらなんでもかんでもやればいいんだけど、そんな必要はないんです。それで 55 点で良好である。つまり、基本的には市民参加の手法としてはいいんじゃないか。という考え方です。</p> <p>ただ、我々の中で、55 点を良好ということについて抵抗があるということであれば議論が必要なんだと思いますけれど、100 点を取らなくてはいけないとか、取るように頑張るとかそういうものではないと思います。</p> <p>やっている内容が本当に適切であるかについて判断をいただくものだと思っております。満点を取るというわけではなくて担当からしてみると、「市民参加をやった」ということでも、市民の視点から見ると、まだまだ公開が十分ではないとか、アンケートの周知ももっともっと色々な方法があるよとかそういうことを見る場だと考えています。</p> <p>それを担当課に評価として書いてあげることによって、担当課で気づくと思うんです。こういう方法でやれば、もっといろんな人の意見をもらえとか、そういうことに着目していただければと思います。</p> <p>点数が満点だからいいわけではなくて、気が付かない点をどんどん評価していただければと思います。</p>
〇〇委員	<p>例えば、最初に市民参加の手法で、3 つ実施して、55 点の良好を取れなかったということはないのですか。</p>
事務局	<p>それはやりっぱなしで、全くなにもしていないということでしたら、下の点数が悪いですから、55 点もらえないというケースもあります。</p>
会長	<p>それも来年になったら変わっているかもしれないんです。最終的に事業の終わった段階で、評価を行うので。事業が終わった段階で低いのはとんでもないことですけれどもね。ご指摘のとおり、上で 20 点やっていればまともにやっていれば 55 点に行くんじゃないか。ということはもちろんそうで、ちゃんとやっていることが前提なものだと理解しています。</p>
〇〇委員	<p>了解しました。</p>
事務局	<p>あくまでも点数ではなくて、やっている内容が、市民にとってわかりやすく、参加しやすいかということについて評価をしていただけれ</p>

	<p>ばと思います。たまたま白井の場合は点数で評価していることです。</p>
〇〇委員	<p>例えば、アンケート調査について、3年間の事業のうち2年目以降に実施するという場合、1年目は0点ということではよろしいですか。</p>
事務局	<p>その通りです。</p>
会長	<p>ただ、アンケートにしても市民参加の手法については、事業は、単年度のものも複数年度のものもありますけれど、見通しの中で、タイミング良く市民参加の手法をどんどん入れていって完成させていくということが本来事業としてあるべきであると思うんですね。我々が評価をしているということがいい意味で、事務担当者に跳ね返り、改善されているということもあるのでこの辺はやりがいになると思います。</p>
事務局	<p>会長のおっしゃったように、この事業ではこれとこれしかやっていない。ただ広く市民の意見を聞くためにはアンケートも必要だよ。というコメントがあってもいいと思います。</p> <p>それは担当課の方に返しますので、今後アンケートを実施しようかという形で反映されますので、こういうことをどんどん出してもらいたいというのが評価です。</p>
〇〇委員	<p>と言うとは、我々は事業について良く全体を把握していくことが必要なのですね。</p>
事務局	<p>そうです。そのために調書があるということです。このためにこの調書があり、どうやっていくのかというのがわかるかと思います。</p> <p>総編については、予定も記載しておりますのでそのあたりを参考に評価してください。</p>
〇〇委員	<p>この評価については、1個ずつこれは何点にしましょうとか1個1個決めていくんですか。</p>
会長	<p>事務局がそれぞれの委員が評価した事項について、1枚の表に整理をしますので、それを見ながら、他の委員の評価を見ながら議論していただく予定です。</p>
〇〇委員	<p>事務局で各委員から集計を行う中で、評価において勘違いがある場合</p>

	<p>など、あらかじめご指摘いただければ、良いと思うので指摘をいただきたい。</p>
事務局	<p>了解しました。対応させていただきます。 事前にシート中において、実施状況等をわかりやすく記しておきます。</p>
〇〇委員	<p>あらかじめわかるもの、市民参加の量については、あらかじめ入力していただいた方がよいと思うのでそのようにしていただきたい。</p>
事務局	<p>了解しました。</p>
事務局	<p>次以降の項目については、時間もありますので、昨年度どのような評価をしたかということについて説明をおこなって、それをベースに解説を行いたいと思います。</p> <p>資料中の第4次総合計画後期基本計画策定事業（平成21年度）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料 広報しろい ・資料 市民参加総合的評価チェック項目 <p>中のどの箇所に該当し、評価を実施したかについて回答 特にコメント事項について補足説明</p> <p>【主な補足説明及び質疑】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性委員が0なのは応募がなかったからで、議論の結果、減点の対象ではないと判断した。但し女性がいたことが意見に多様性があるであろうことから、今後も募集について検討してほしいということ でコメントとして付記している。 ・調査結果の報告、特に広報しろいについては非常にわかりやすいという評価が大きかった。 ・ダメなものはダメでもいいが、評価すべきものについては、ちゃんと評価してほしい。 ・評価はバランスでやっているの、一つのことだけに固執するとバランスを崩す場合もあるので、委員間で十分に議論してほしい。 ・あくまでも、配点を頭に入れ、チェック項目に従い、帳票を確認するということが必要である。 ・ワークショップについては、あらかじめ勉強会を実施し、その後に分野別のワークショップを実施している。勉強会については、3箇

所で実施するなど工夫が大きかった。

- アンケートについて回収率について問題にはならなかったのか。
→ アンケートの回収率 54.3%について、少ないとする評価と多いという評価があったが、民間のカスタマーアンケートであれば、30%を超えるこということはまずないので、少ないといえないと議論の結果評価した。
今回については、アンケートの実施結果の公表等を含めて評価している。
- 会議回数などについて、チェック項目として基準がない場合、どうやって評価したらいいか。
→ 自分の立場で、この会議をやるとしたら、重要性から考えてどのような工夫を実施すべきか。ということに照らし合わせてほしい。
例えば、地域の計画を策定する場合、同じ場所だけで開催する方がいいのか、それぞれの地域で会議を開催する方がいいのかなど自分の根拠で点数を決定していただき、コメントとして書いていただければと考えている。
- 次回以降の評価において、減点した場合、委員から説明が必要か。
→ 根拠をコメントとして付記していただき、委員の中で議論してほしい。市からは評価については発言を行う予定はない。
- 問題の本質は事業についてではなくて、市民参加ができた、できないかということで、ダメだった場合、どうやったらいいかということではないか。
→ その部分が一番重要だと考えている。例えば子供を持っている人で、子供が小さくて会議に参加することができない。という場合であれば、子供を預かる環境が必要ですね。などと市民の目線で評価していただければと考えている。
- 議事録については、匿名よりも実名公開のものが増えてきているが、市民参加推進会議はどのように考えているか。
→ 実名の議事録を作成しているが、議事録はホームページにも公開しているので、匿名で公開を予定している。会議については誰の発言なのかということよりも、どのようなことでどのような視点からどのように議論されたかが大切であると考えているので、実名で公開する予定はない。
事務局ではどちらでもいいと考えている。
- 意見交換会とワークショップの違いについて、条例上でも 22 条でワークショップについて、意見交換会を準用する規定があるなど、違いがよくわからない。

	<p>→ワークショップ、意見交換会はいろんなところで利用されており、専門書では全く別の手法であると定義されているが、一例として、案を作る際には、ワークショップ方式で実施することが多い。</p> <p>ワークショップは意見の積み上げと集約が前提となっていることから、これから方向性を定めたりする場合に採用されることが多い。</p> <p>一方、意見交換会については、意見の交換ということですから、ある程度前提として、市の考えなりがないと実施することができない。従って案の作成後、もしくは中間案、素案などある程度固まった時点で討論、議論するということが一般的には多い。</p> <p>必ずしも、ワークショップが計画の初期に行われると限られたものではないが、順番としてワークショップは初期に、ということが多い。</p> <p>(坂野委員補足)</p> <p>意見交換というものは、意見の違う両者が、二手に分かれて意見を言い合うということであって、ワークショップは作業ということであり、みんなで意見を言い合って意見、方向性をまとめるということにある。</p> <p>ワークショップのポイントとして4つの特徴があり、</p> <p>①批判はなるべくしないで、みんなでまとめていこう。</p> <p>②自由奔放に話しましょう。</p> <p>(意見交換会では、自由奔放に話すことは困る。)</p> <p>③意見の量が大切</p> <p>④その他の意見に相乗りして自分の意見をいうことがOK</p> <p>みんなで言い合うというイメージで認識してもらえればと思う。</p>
演習	<p>演習 パブリックコメントの評価</p> <p>第4次総合計画後期基本計画策定事業で、平成22年度に実施したパブリックコメントについて各自で評価を行う。</p>
〇〇委員	<p>15点</p> <p>コメント：特になし</p>
〇〇委員	<p>15点</p> <p>コメント：特になし</p>
〇〇委員	<p>15点</p>

	コメント：周知方法、内容ともに良好である。
〇〇委員	12点 コメント：意見の募集の方法に問題がある。情報の提供方法について工夫がほしい。（実費負担の資料の配布等があれば望ましい。）
〇〇委員	15点 コメント：趣旨を踏まえちゃんと実施している。
副会長	15点 コメント：8月は帰省や地域の行事などがあるので、募集時期に工夫が欲しい。
〇〇委員	15点 コメント：回答が少なかったのが残念である。
〇〇委員	15点 コメント：方法も十分に検討され実施されている。意見の件数が少ないのは残念である。
〇〇委員	15点 コメント：手法等適切である。
会長	15点 コメント：意見の募集から市の回答結果が早く公表されている。
事務局	結果については、まとめて次回の資料と併せて送付を行う。点数については、意見の違いがあるので、次回第3回会議において点数の違い及び意見について、委員間で議論を行っていただきたい。 最終的には合意に基づいて決定を行う。コメントは同様の趣旨のものはまとめて網羅していく。
〇〇委員	3点のマイナスの理由としては、資料の内容ではなくて、資料の提供方法ということで-3点ということですか。

事務局	<p>先ほどの話ではそうでしたので、その件については、次回会議でみなさんとで議論していただければと思います。</p> <p>評価については、根拠があって実施しているので、その点だけは留意をしてください。事務局は評価については特に発言を行いません。</p> <p>あくまでも委員間で、市民参加推進会議で合意し、決定をいただければと思います。</p>
事務局	<p>今後の作業として、指摘のあった事項について帳票を修正し、早々に各委員にメール及び郵送で委員に配布を行う。</p> <p>残りの3事業について評価を行い、帳票に記入し、事務局まで e-mail または FAX で送付いただきたい。</p> <p>その後、事務局から各委員に意見を集約したものを会議開催 1 週間前を目途に送付を行うので、その他の意見を確認のうえ、会議に臨んでいただきたい。</p> <p>なお、次回の会議は3事業を1日で終了させる予定である。</p>
事務局	<p>議題2 その他 第4回・第5回会議の日程について 第4回・第5回の会議について日程を決定したい。</p> <p>第4回会議は 9月15日(木) 15時から 第5回会議は 10月12日(水) 15時から 場所は、市役所4階大会議室で実施します。</p> <p>日程について市ホームページで公表を行います。なお、議会等の状況により、変更がある場合はその都度ホームページ等で訂正を行います。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、以上をもちまして、第2回会議を閉会します。</p> <p>次回会議は、8月24日(水)15時から市役所4階大会議室 開催通知・資料等については、事務局から追って送付いたします。</p> <p>長時間に渡り、ありがとうございました。</p> <p>17:45 会議終了</p>